

## 落札後の注意事項

稚内市は入札終了後に稚内市が買受人などへメールにて、落札した公売物件の売却区分番号・整理番号・稚内市の連絡先などをお知らせします。

メール確認後、できるだけ早く稚内市へ電話にて連絡し、手続き等の説明を受けてください。説明を受ける際、落札した公売物件の売却区分番号・整理番号・住所（所在地）・氏名（名称）・日中の連絡先等をお知らせください。

	動産	自動車	不動産 (次順位買受申込者を含む)
必要な費用	●落札価額－公売保証金	●落札価額－公売保証金 ●自動車検査登録印紙相当額	●落札価額－公売保証金 ●登録免許税相当額
	●買受代金の納期限までに、稚内市が買受代金の納付を確認できるように一括で納付してください。 ●上記以外の必要書類の郵送料、物件の配送料、振込手数料、その他所有移転などに伴う費用も負担していただきます。		
必要な書類	●稚内市からの買受人などへ送信したメールを印刷したもの ●身分証明書 (運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所および氏名が明記され、ご本人の写真が添付されているもの) ●印鑑 ●保管依頼書※(保管希望の場合) ●送付依頼書※(送付希望の場合)	●稚内市からの買受人などへ送信したメールを印刷したもの ●身分証明書 (運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所および氏名が明記され、ご本人の写真が添付されているもの) ●所有権移転登録請求書※ ●自動車保管場所証明書 ●移転登録等申請書 (第1号様式(OCRシート))など ●自動車検査登録印紙を貼付した手数料納付書 ●買受人の印鑑証明書 (発行後3ヶ月以内のもの) ●郵便切手1,500円程度 (買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが稚内市の所在地を管轄する運輸支局以外の場合のみ)	●稚内市からの買受人などへ送信したメールを印刷したもの ●身分証明書 (運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所および氏名が明記され、ご本人の写真が添付されているもの) ●所有権移転登記請求書※ ●共有合意書※(共同入札の場合) ●権利移転の許可書又は届出受理書 (農地の場合) ●郵便切手1,500円程度
	●上記書類は、買受代金納期限までに稚内市へ提出してください。 ●※のついている上記書類は、稚内市HPからダウンロードできます。		

権利移転手続き	<p>●直接引渡</p> <p>稚内市の案内にしたがい、公売物件を引き取ってください。</p> <p>引渡場所が稚内市の事務所以外である場合には、稚内市が「売却決定通知書」を交付しますので、引渡場所で保管人に提示し、公売物件を引き取ってください。</p> <p>引渡場所は、物件詳細ページで確認してください。</p> <p>なお引渡場所に稚内市職員は同行しません。</p> <p>●宅配便などで引き取る</p> <p>稚内市が買受代金の納付および必要書類の到着を確認した後に、公売物件が美術品などで特別な送付方法を希望する場合は、あらかじめ稚内市に相談してください。（軽自動車および未登録の自動車を除く）</p>	<p>●権利移転手続き</p> <p>稚内市は、買受代金納付期限までに代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続き（登録）を行います。</p> <p>●直接引渡</p> <p>稚内市の案内にしたがい、公売物件を引き取ってください。</p> <p>売却決定後（入札終了後の7日後）、稚内市が代金納付確認をした後に引取りが可能となります。</p> <p>買受代金納付期限後の翌日以降に引き取る場合は、別途保管料をご負担いただくことがあります。（詳細は、落札後にいただく電話などでご説明します）</p>	<p>●権利移転手続き</p> <p>稚内市は買受代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続き（不動産登記の嘱託）を行います。</p> <p>所有権移転の登記手続き完了までは、入札終了後1ヶ月程度を要します。</p> <p>なお、稚内市は、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、実際の引渡は行いません。</p>
---------	--	---	--

### 【注意】

- ・自動車を落札した方の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が、前所有者（現在の登録を受けている所有者）と異なる場合、落札者自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込む必要があります。
  - ・落札者本人（落札者が法人の場合はその代表者）が買受代金の支払いまたは公売物件の引き取りを行えない場合、代理人が買受代金の支払いまたは公売物件の引き取りを行えます。その場合、委任状、落札者本人と代理人双方の印鑑証明及び代理人の本人確認書面が必要となります。
- ※落札者が法人で、法人の従業員の方が支払いまたは引き取りを行う場合もその従業員が代理人となり、委任状などが必要となります。
- ・買受代金を納付した時点で、その物件の所有権などの権利は落札者に移転します。ただし、公売物件が農地の場合は、農業委員会などの許可などを受けた時点となります。

## 【重要事項】

落札後、権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担	●買受代金を納付した時点で買受人に危険負担が移転します。 したがって、買受代金の納付後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡の有無などにかかわらず、稚内市は一切負いません。
担保責任	●稚内市は公売物件に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、担保責任を負いません。
引渡条件	●公売物件は、買受人が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引渡を行います。
返品・交換	●落札された公売物件はいかなる理由があっても返品や交換はできません。
引渡義務	●「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡を受ける場合 稚内市は「売却決定通知書」を買受人に交付する方法により公売物件の引渡を行います。 買受人は「売却決定通知書」を保管人に提示し、公売物件の引渡を受けてください。 当該保管人が現実の引渡を拒否しても稚内市は現実の引渡を行う義務を負いません。 ●公売物件が不動産の場合 稚内市は買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。 公売物件内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵の引渡などは全て買受人自身で行ってください。 また、隣地との境界画定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。
保管費用	●買受代金を納付する時に公売物件の引渡を受けない場合は、保管費用がかかる場合があります。
買受人（最高価申込者）決定後、公売保証金が返還される場合	●買受人が買受代金を納付するまでに、公売物件にかかる差押徴収金（市税など）の完納の事実が証明された場合は、公売物件を買い受けることはできません。 この場合は、納付された公売保証金は全額返還します。 ●買受人が買受代金を納付する前に、滞納者から不服申立などがあった場合は、公売手続きは停止します。 公売手続きが停止となった場合は、買受人は買受を辞退することができます。 この場合は、公売保証金は全額返還されます。

## 【注意】

- ・入札方法が入札形式による公売で、公売物件が不動産などの場合、売却決定を受けた次順位買受申込者も落札者に含みます。

## 【問い合わせ先】

〒097-8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号  
稚内市役所企画総務部税務課 納税・管理グループ  
電話：0162-23-6395（直通）